

著作権講習会

平成26年1月15日（和歌山大学）

# 学術情報と著作権

信州大学附属図書館

森 一郎

# 本日の内容

1. 著作権の基礎知識
2. 研究発表における著作物の利用
3. 図書館における著作物の利用
4. 著作物の円滑な利用のために

※ 本資料において特に説明なく掲載する  
条文等は著作権法のものである。

# 1. 著作権の基礎知識

# はじめに

(目的)

**第1条** この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって**文化の発展に寄与すること**を目的とする。

# 著作権

著作者人格権	公表権 (18条) / 氏名表示権 (19条) / 同一性保持権 (20条)
著作権に含まれる権利の種類	複製権 (21条) / 上演権, 演奏権 (22条) / 上映権 (22条の2) / 公衆送信権 (23条) / 口述権 (24条) / 展示権 (25条) / 頒布権 (26条) / 譲渡権 (26条の2) / 貸与権 (26条の3) / 翻訳権, 翻案権 (27条) / 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 (28条)

# 著作隣接権

<b>実演家の権利</b>	氏名表示権 (90条の2) / 同一性保持権 (90条の3) / 録音権, 録画権 (91条) / 放送権, 有線放送権 (92条) / 送信可能化権 (92条の2) / 放送のための固定 (93条) / 放送のための固定等による放送 (94条) / 放送される実演の有線放送 (94条の2) / 商業用レコードの二次使用 (95条) / 譲渡権 (95条の2) / 貸与権 (95条の2)
<b>レコード製作者の権利</b>	複製権 (96条) / 送信可能化権 (96条の2) / 商業用レコードの二次使用 (97条) / 譲渡権 (97条の2) / 貸与権 (97条の3)
<b>放送事業者の権利</b>	複製権 (98条) / 再放送権, 有線放送権 (99条) / 送信可能化権 (99条の2) / テレビジョン放送の伝達権 (100条)
<b>有線放送事業者の権利</b>	複製権 (100条の2) / 放送権, 再有線放送権 (100条の3) / 送信可能化権 (100条の4) / 有線テレビジョン放送の伝達権 (100条の5)

# 著作物を利用するにあたって

- 著作者は、その著作物を〇〇する権利を専有する。  
(21条など, 21条から28条)
- 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。  
(61条1項)
- 著作権者は、他人に対し、  
その著作物の利用を許諾することができる。(63条1項)
- △△を目的とする場合には、著作物を  
〇〇することができる。(35条など, 30条～50条)

# 用語 (1)

著作物	思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの (2条1項1号)
著作権者	著作物を創作する者 (2条1項2号)
複製	印刷、写真、複写、録音、録画などの方法により著作物を有形的に複製すること (2条1項15号)
頒布	有償・無償を問わず、複製物を公衆に譲渡又は貸与すること(映画の著作物の場合は、公衆に提示することを目的として譲渡・貸与することを含む) (2条1項19号)
レコード	蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの (2条1項5号)
映画	映画に類似する視覚的・視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、物に固定されている著作物を含むもの (2条3項)



## 用語 (2)

公衆	演奏	特定かつ多数の者を含む (2条5項)
演	奏	歌唱を含む(録音・録画物の再生を含む(公衆送信されるものを除く)) (2条1項16号, 2条7項)
上	演	著作物を演奏以外の方法で演じること(録音・録画物の再生を含む(公衆送信されるものを除く)) (2条1項16号, 2条7項)
口	述	朗読等により著作物を口頭で伝達すること(録音・録画物の再生を含み, 実演に該当するものを除く(公衆送信されるものを除く)) (2条1項18号, 2条7項)
実	演	著作物を, 演劇的に演じ, 舞い, 演奏し, 歌い, 口演し, 朗詠し, 又はその他の方法により演ずること (2条1項3号)
実	演	俳優, 舞踊家, 演奏家, 歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し, 又は演出する者 (2条1項4号)
上	映	著作物を映写すること(合わせて映画の著作物の音を再生することを含む)(公衆送信されるものを除く) (2条1項17号)

# 用語 (3)

公衆送信	公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと (2条1項7号の2)
自動公衆送信	公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (2条1項9号の4)
公表	著作権者等によって公衆に対して発行, 上演, 演奏, 上映, 公衆送信, 口述, 展示された状態 (4条1項)
発行	その性質に応じ公衆の要求を満たす部数が複製権者等によって作成され頒布された状態 (3条1項)
翻案	編曲, 変形, 脚色, 映画化などにより新たな著作物を創作すること
二次的著作物	翻訳物・翻案物 (2条1項11号)

# 改めて「著作物」とは

(著作物の例示)

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 1 小説，脚本，論文，講演その他の言語の著作物
  - 2 音楽の著作物
  - 3 舞踊又は無言劇の著作物
  - 4 絵画，版画，彫刻その他の美術の著作物
  - 5 建築の著作物
  - 6 地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の図形の著作物
  - 7 映画の著作物
  - 8 写真の著作物
  - 9 プログラムの著作物
- 2 [略]
- 3 [略]

# 保護期間

下記以外のもの	著作者の死後50年 (51条2項)
無名又は変名の著作物	著作物の公表後50年 (52条1項)
団体名義の著作物	著作物の公表後50年 (53条1項)
映画の著作物	著作物の公表後70年 (54条1項)

※ 著作者の死亡した日(著作物が公表された日)の属する年の翌年から起算する。

# 保護期間の主な特例等

日本よりも著作権の存続期間が短い国で第一発行された著作物	その国の法律で定める期間 (58条)
戦時加算	英米豪仏などに対し最長で約10年ほか
昭和31年末までに公表された写真の著作物	保護期間満了
昭和28年末までに団体名義で公表された映画の著作物	保護期間満了
昭和45年末までに個人名義で公表された映画の著作物	公表後70年より長ければ著作者の死後38年

# 権利の目的とならない著作物

- 憲法その他の法令 (13条1号)
- 国, 地方公共団体, 独立行政法人, 地方独立行政法人の告示, 訓令, 通達等 (13条2号)
- 裁判所の判決, 決定, 命令など (13条3号)
- 上記法令等の翻訳物, 編集物で国, 地方公共団体, 独立行政法人, 地方独立行政法人が作成するもの (13条4号)

## 2. 研究発表における 著作物の利用

# 研究発表と著作権

発表形式		関係する主な権利	関係する権利制限規定
印刷物	ポスター	複製権 (21条)	引用 (32条1項)
	論文・レポート / レジюме	譲渡権 (26条の2)	複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47条の10)
講演等	口頭発表	口述権 (24条)	引用 (32条1項) 営利を目的としない上演等 (38条1項)
	資料投影	上映権 (22条の2)	引用 (32条1項) 営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽発表	演奏権 (22条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
		翻案権 (27条)	
演劇発表	上演権 (22条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)	
	翻案権 (27条)		



# 引用

(引用)

**第32条** 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 [略]

# 引用の要件とは

引用の4要件と、よく言われる。しかし、出所表示を要件から除外し、「3要件と1つの条件」とでも言うのがより正しい。ここに3要件とは、引用の対象が「公表された著作物」であり、引用者の表現と引用対象とが「明瞭に区分」されており、引用者の表現と引用対象の著作物との関係が「主従関係」にあることを言う。

(北村行夫, 雪丸真吾「Q&A引用・転載の実務と著作権法」(第2版)  
中央経済社 (2010) p.55)

# 引用の条件

(出所の明示)

**第48条** 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

1 **第32条** [略] の規定により著作物を複製する場合

2 [略]

3 **第32条** の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は [略] **第38条第1項** [略] の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 [略]

3 [略]

# レジューメ等の配付

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第47条の10 [略] **第32条** [略] の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物( [略] )の譲渡により公衆に提供することができる。[略]

# 翻訳しての引用

(翻訳, 翻案等による利用)

**第43条** 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には, 当該各号に掲げる方法により, 当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

1 [略]

2 第31条第1項第1号若しくは第3項後段, **第32条**, 第36条, 第37条第1項若しくは第2項, 第39条第1項, 第40条第2項, 第41条又は第42条 **翻訳**

3 [略]

4 [略]

5 [略]

# 音楽発表会等での著作物の利用

(営利と目的としない上演等)

**第38条** 公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、聴衆又は観衆から**料金**(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。) **を受けない場合**には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

# 「営利」とは（※ 参考）

法第38条第4項に規定する「営利」とは、業としてその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合をいうものと解される。したがって、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条に定める学校設置会社が設置する学校の附属図書館において、通常の教育活動として、当該学校に在籍する生徒等に書籍等の貸与を行う行為は、法第38条第4項に規定する「営利」を目的とするものに該当しないものと解される。

(平成16年5月25日、内閣衆質159第96号「衆議院議員川内博史君外1名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問に対する答弁書」)

# 3. 図書館における 著作物の利用



# 大学図書館の主なサービスと著作権

図書館サービス		関係する主な権利	関係する権利制限規定
閲覧	書籍・雑誌		
	録音図書	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽資料	演奏権 (22条)	
	映像資料	上映権 (22条の2)	
貸出	映像資料以外	貸与権 (26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項)
	映像資料	頒布権 (26条)	
複写サービス (相互利用を含む)		複製権 (21条)	図書館等における複製等 (31条1項, 3項)
		譲渡権 (26条の2)	複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47条の10)
機関リポジトリ		複製権 (21条)	
		公衆送信権 (23条)	

# 閲覧サービス（図書・雑誌以外）

（営利と目的としない上演等）

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

# 貸出サービス（映像資料以外）

（営利と目的としない上演等）

## 第38条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

5 [略]

# 映像資料の貸出（※ 参考）

（営利と目的としない上演等）

## 第38条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（[略]）で**政令で定めるもの** [略] は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に**相当な額の補償金**を支払わなければならない。

# 複写サービス

(図書館等における複製等)

第31条 国立国会図書館及び図書，記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で**政令で定めるもの**(以下この項及び第3項において「図書館等」という。)においては，次に掲げる場合には，その営利を目的としない事業として，図書館等の図書，記録その他の資料(以下この条において「**図書館資料**」という。)を用いて著作物を**複製することができる**。

1 図書館等の利用者の求めに応じ，その調査研究の用に供するために，公表された著作物の**一部分(発行後相当期間)**を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては，その全部。第3項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合

2 [略]

3 [略]

2 [略]

3 [略]

# 法31条の「政令で定めるもの」

(図書館資料の複製が認められる図書館等)

**第1条の3 法第31条第1項**( [略] )**の政令で定める図書館**その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法(昭和25年法律第108号)第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として**文部科学省令で定める職員**が置かれているものとする。

1 [略]

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の**大学**又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に**設置された図書館**及びこれに類する施設

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

2 [略]

(※ 著作権法施行令)

# 令1条の3の「文部科学省令で定める職員」

(司書に相当する職員)

第1条の3 令第1条の3第1項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務(以下「図書館事務」という。)に従事するものとする。

- 1 図書館法(昭和25年法律第108号)第4条第2項の司書となる資格を有する者
- 2 図書館法第4条第3項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後4年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 3 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 4 大学又は高等専門学校を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 5 高等若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で、4年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

(※ 著作権法施行規則)

# 複製主体について（「おいては」）

複製を行うことができる主体は図書館等であり、複製を行うに当たっては、当該図書館等の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うことを要するものと解される。その運営が適正に行われるようにするため、著作権法施行規則第1条に定める有資格者(司書又はこれに相当する職員)が置かれていることが複製を行うことのできる条件とされており、従って、**コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり、複製をコピー業者に委託したりすることはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される。**

**ただし、複写複製物の請求からその交付に至る間の手続を厳正なものとするのであれば、作業としての複製行為のみを複写請求者又はコピー業者に行わせることは許容されてよいと解する見解もあることを付記しておく。**

(著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書(1976) pp.24-25)



# 複写複製サービスの条件について （「一部分」「発行後相当期間」）

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、**少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる**。また、著作物が多数収録されている編集物にあつては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。「定期刊行物」については、「発行後相当期間を経過」したものであれば、そこに掲載されている個々の著作物の全部の複製までを認めているが、**通常の販売経路において当該定期刊行物を手に入れることができない状態をもって「相当期間を経過」したものと理解すべき**であろう。

（著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書(1976) p.25)

# 複写物の引渡

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

**第47条の10 第31条第1項(第1号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)**若しくは**第3項後段 [略] の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第31条第1項若しくは第3項後段 [略] の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)**を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、**第31条第1項若しくは第3項後段 [略] の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第31条第1項若しくは第3項後段 [略] の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)**を、**第31条第1項若しくは第3項後段 [略] に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。**

# 4. 著作物の 円滑な利用のために

# 図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

年	月	組織等名称
平成12年	10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキング・グループ」
平成14年	2月	図書館等における著作物等の利用に関する検討
平成14年	11月	図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議
平成16年	5月	図書館における著作物の利用に関する当事者協議会

権利者側団体	学術著作権協会, 出版者著作権管理機構, 日本映像ソフト協会, 日本書籍出版協会, 日本文藝家協会
	(オブザーバ) 日本新聞協会, 日本複製権センター
図書館側団体	国公立大学図書館協力委員会, 全国学校図書館協議会, 全国公共図書館協議会, 専門図書館協議会, 日本図書館協会
	(オブザーバ) 国立国会図書館, 日本看護図書館協会

(50音順, 平成26年1月現在)

# 著作物の利用に関するガイドライン等

発行年	ガイドライン
平成10年	[上映会に関する] 了解事項
平成13年	[ビデオ上映に関する] 合意事項
平成15年	大学図書館における文献複写に関する実務要項 <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf</a>
平成16年	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_fax_guideline_090701.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_fax_guideline_090701.pdf</a>
平成18年	複製物の写り込みに関するガイドライン <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf</a>
	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン <a href="http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf">http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf</a>
平成22年	図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン <a href="http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.doc">http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20130902.doc</a>

# 大学図書館における 文献複写に関する実務要項

- 国公立大学図書館協力委員会作成
- ◎ 著作権法上は図書館でのコピー(複製行為)は図書館が主体でなければならないが、利用者が複製行為を行う場合の要項。
  - 図書館は著作権法尊重態度を周知。
  - 利用者は複写内容を記載した申込書と31条の諸条件を守る誓約書(両者を兼ねた様式で可)とを提出。
  - 図書館は利用者のコピーが31条の諸条件に合致しているかを確認。
- ※ 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/kaisetsu.pdf>

# 大学図書館間協力における 資料複製に関するガイドライン

- 国公立大学図書館協力委員会作成
- ◎ 著作権法上は図書館がコピー(複製物)をFAX等により送信することはできないが、契約(合意)で可能とした送信に関するガイドライン。
- ベースに国公立大学図書館協力委員会と出版者著作権管理機構との契約および学術著作権協会との合意がある。
- 図書館から図書館への送信のみ(利用者への直接送信は不可)に限られる。
- 「中間複製物」の破棄義務がある。
- 購入努力義務がある。

# 複製物の写り込みに関するガイドライン

- 日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会作成
- ◎ 1ページに納まっているような著作物をコピーして提供する場合，厳密には「一部分」を超える部分は隠したりした上でコピーする必要があるが，そのような場合の運用についてのガイドライン。
  - あくまで1ページという単位が原則。
  - 楽譜，地図，写真集・画集，雑誌の最新号は対象外。
- ※ 「複製物の写り込みに関するガイドライン」に関するQ&A  
[http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi\\_guidelineQA.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/utsurikomi_guidelineQA.pdf)



# 図書館間協力における現物貸借で 借り受けた図書複製に関するガイドライン

- 日本図書館協会，国公立大学図書館協力委員会，全国公共図書館協議会作成
- ◎ 著作権法上は，図書館間協力で借り受けた資料を借りた側の図書館でコピーできないが，それらの資料に対する複写申込があった場合のガイドライン。
  - 雑誌や視聴覚資料は対象外。
  - 入手困難な“図書”に限られる。
  - 双方が，いわゆる31条図書館であることが必要。
  - 通常の複写サービスとは別手続の設置が必要。
  - 購入努力義務がある。
- ※ 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に関するQ&A

[http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill\\_copy\\_guidelineQA.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_copy_guidelineQA.pdf)